

三郷町下水道用マンホール蓋のデザイン使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三郷町下水道用マンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いを定め、もって本町の下水道に対する理解と関心を高めることを目的とする。

(デザイン)

第2条 デザインは、別図のとおりとする。

(使用の承認申請)

第3条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、三郷町下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて町長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 町が主体となって実施するイベント、事業等で使用する時。
- (2) 国又は地方自治体が広報の目的で使用する時。
- (3) 町内に存する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）が教育目的で使用する時。
- (4) 新聞、テレビ、雑誌等の関係機関が報道又は広報の目的で使用する時。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認めた時。

2 前項の規定による申請に要した費用は、申請者の負担とする。

3 申請者は、デザインを使用した商品、景品等（以下「製作物」という。）ごとに申請を行うものとする。

(使用の承認基準)

第4条 町長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認することを決定したときは、三郷町下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、条件を付することができるものとする。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、デザインの使用を承認しないものとし、三郷町下水道用マンホール蓋のデザイン使用不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はその恐れがある時。

- (2) 特定の個人、政治、思想又は宗教等の活動に利用する恐れがあるとき。
- (3) 不当な利益を得ることを目的として使用する恐れがあるとき。
- (4) 町の事業又は町長が認めた関連事業を推進する上で支障があるとき。
- (5) 町のイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (6) 社会通念上、承認することが不適切と認められるとき。
- (7) その他町長が適当でないと認めるとき。

(使用料)

第5条 デザインの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第6条 第4条第1項の規定によりデザイン使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的のみに使用すること。
- (2) デザインの改変を行わないこと。
- (3) 使用承認を受けた権利を第三者に譲渡し、又は継承しないこと。

(承認内容の変更等)

第7条 使用者が、承認内容を変更しようとするときは、あらかじめ三郷町下水道用マンホール蓋のデザイン使用変更申請書（第4号様式）に変更内容が確認できる資料等を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 第4条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による変更申請を承認又は不承認する場合において準用する。

(使用の報告)

第8条 使用者は、デザインを使用して製作物を作成したときは、速やかに、三郷町下水道用マンホール蓋のデザイン使用実績報告書（第5号様式）及び製作物の完成品を提出しなければならない。ただし、製作物の完成品の提出が困難であるときは、その形状の分かる写真の提出をもって、製作物の完成品の提出に代えることができる。

(使用承認の取消し等)

第9条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又はその使用を停止することができるものとする。

- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当するとき又は第6条の規定に違反していると認められるとき。

(2) 偽りその他不正な手段により承認を受けたと認められるとき。

- 2 町長は、使用承認の取消しを決定したときは、三郷町下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認取消通知書（第6号様式）により使用者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により承認を取り消された者（以下「承認取消者」という。）は、当該承認にかかる製作物をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 町長は、承認取消者に対して、当該承認にかかる製作物の回収を求めることができる。
- 5 町長は、前2項の規定により承認取消者に生じた損害に対し、一切の責任を負わないものとする。

（責任の制限）

第10条 町長は、使用者がデザインの使用によって第三者に与えた損害又は損失について、損害賠償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この告示は、令和4年9月1日から施行する。